

船舶事故調査報告書

平成26年7月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年6月15日 10時40分ごろ
発生場所	宮崎県日向市細島港内 日向市所在の細島灯台から真方位284° 1,880m付近 (概位 北緯32° 25.7′ 東経131° 39.9′)
事故調査の経過	平成25年6月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{ゆうだい} 結大丸、9.7トン MZ2-30080（漁船登録番号）、個人所有 11.91m (Lr) × 3.62m × 1.78m、FRP ディーゼル機関、330.98kW、平成4年11月8日 第295-34194号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年8月31日 免許証交付日 平成20年9月1日 (平成26年8月30日まで有効) 甲板員 男性 18歳
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、細島港において、船長が岸壁へ右舷着けで着岸しようとした。 船長は、操舵室の屋根の上に立ち、リモコンを使って操船し、甲板員は船首楼甲板の中央付近において、岸壁につないだ係船用のロープを船首ビットに二重に回して持った。 船長は、操作リモコンのクラッチの位置を中立にし、船尾甲板に移り、船尾係船用ロープを準備していたところ、本船が後進し始めた。 船長は、船尾方に他の漁船が係留していたので、衝突を避けようとし、本船船尾の高さ約1mのブルワークに立ち、船尾方の漁船との間に入り、漁船の船首部を押そうとしたが、平成25年6月15日10時40分ごろ本船と漁船の間に腹部を挟まれた。

	<p>陸上にいた日向市漁業協同組合員（以下「組合員」という。）は、本事故に気づき、本船に乗り込んでリモコンを操作して後進から前進に変え、2隻の船が離れ、船長は海上に落ちた。</p> <p>近くにいた他船の外国人研修生は、海に飛び込み、船長の体が沈まないように保持し、陸上にいた組合員が製氷場の電話で漁業協同組合事務所に本事故の連絡を行い、消防署のレスキュー隊及び救急車が呼ばれた。</p> <p>船長は、病院に運ばれたが、医師に死亡が確認され、死因は多発骨盤骨折及び腹腔内臓損傷による外傷性出血と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>本船のリモコンは、つまみの操作により中立、前進、後進に加え、主機関の出力の調節及び舵の操作ができた。</p> <p>本船は、操舵室の左右舷側に扉がなく、船尾側から出入りしていた。</p> <p>甲板員は、本事故時、本船の船尾方に他の漁船が係留していることを知っていたので、本船の後進を止めようと思い、ロープを離さなかった。</p> <p>本船のリモコンの整備を依頼された業者は、平成25年5月2日、船長からリモコンが動かないと言われ、電圧が下がっていたので、バッテリー（24ボルト）を新替えしていた。</p> <p>甲板員は、5月18日、操業中、船長から、リモコン操作で前進側にクラッチが入らないので、操舵室の操作レバーを前進側に倒すように言われた。</p> <p>海上保安部は、本事故直後にリモコンの操作による後進テストを行ったところ、正常に作動した。</p> <p>海上保安部から依頼されたリモコンの製造業者の社員は、本事故後、リモコンスイッチを調べたところ、作動は正常であり、内部のポータブル発信器の前後進の切替えつまみの電線接続部に緑青が発生し、抵抗値が増大していたが、許容範囲内の数値であると海上保安部に報告した。</p> <p>船長は、本事故時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 あり</p> <p>気象・海象の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>船長の死因は、外傷性出血であった。</p> <p>本船は、細島港において、岸壁へ右舷着けの作業中、船長が、船尾甲板に移動して係船用のロープの準備をしていた際、本船が後進し始め、本船と船尾方に係留されていた漁船との衝突を避けようとし、本</p>

	<p>船の船尾ブルワークの上に立ち、船尾方の漁船の船首との間に入り、船首を押そうとしたところ、本船と漁船の間に挟まれたことから、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>本船が後進した状況については、明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、細島港において、岸壁へ右舷着けの作業中、船長が、船尾甲板に移動して係船用のロープの準備をしていた際、本船が後進し始め、本船と船尾方に係留されていた漁船との衝突を避けようとし、本船の船尾ブルワークの上に立ち、船尾方の漁船の船首との間に入り、船首を押そうとしたところ、本船と漁船の間に挟まれたため、発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リモコンを使用する場合は、取扱説明書の記載内容を遵守すること。 ・ 他船が停泊している近くに着岸するときは、慎重に操船を行うこと。 ・ 不具合の発生している機器は完全に修理を行い、信頼できるようにした後、使用すること。